

小平市内を走る都道の整備計画の見直しの是非を問う住民投票（5月26日投票）について、市は投票率が50%未満の場合は開票を行わないとする条例改正案を24日の臨時市議会に提出する。市は「信頼性を確保するため」としているが、市議会の賛否は分かれており、原案成立の見通しは不透明だ。【林奈緒美】

22日の市議会運営委員会で説明した。市によると、改正案では「投票者総数が投票資格者の2分の1に満たない場合は成立しない」とし、50%未満の場合は、開票や公表も行わないという。

その理由について、市都市開発部・都市計画道路担当の首藤博之参事は取材に対し「住民投票は一般の選挙とは違う」とした上で、50%未満の場合は「(住民の意思を反映しているという) 根拠が薄い。投票結果への信頼性を高める必要がある」と説明した。市は改正案を24日の市議会に提出するが、成立要件の緩和や開票を主張する市議もあり、市議会の改正案への賛否は伯仲している模様だ。

条例は、市議会が2月定例会（引用者：3月定例会の間違い？）で一部修正のうえ賛成多数で可決し、今月16日に公布・施行された。小平市の選挙の投票

率は、7日に投開票された市長選が37・28%（前回39・31%）と低調だった。条例制定を直接請求した市民グループ「小平都市計画道路に住民の意思を反映させる会」の水口和恵・共同代表は「そもそも市長選の投票率が50%を下回っている。改正案は、条例を可決した市議会の判断を軽視している」と批判している。

住民投票では、都市計画道路「3・2・8号線」のうち小平市内を走る約1・4キロに4車線道路を造る都の計画について、計画見直しの是非を問う。